

第 14 回総会 平成 30 年 7 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、7 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

今月は相続届 1 件、使用貸借合意解約 9 件、賃貸借合意解約 19 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

次に農地法第 5 条の許可指令書の返還につきまして、平成 30 年 7 月 27 日付けで西都市大字〇〇番地 2、〇〇氏より平成 30 年 6 月 13 日付けシレイ 6005-5-44 号で許可を受けた転用計画については、都合により計画を取り止めるということで、許可指令書を返還されました。内容は、5 月申請の議案第 67 号農地法第 5 条第 6 項、譲渡人は右松の〇〇他 1 名、申請地は大字南方字〇〇番 3 他 1 筆、面積 286 m²、施設内容はコインランドリー建築用地で、コインランドリー 1 棟 50 m²、駐車場 5 台分ということで〇〇委員が担当していただき承認していただいた分であります。但し、今後については計画を変更して新たに申請をしたいということです。

続きまして、7 月 17 日に開催されました、県常設審議委員会に提案しました先月議案第 73 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についての第 4 項、譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請面積、9,691 m²、申請内容：床土用土採取用地、第 5 項、譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇他 1 名、申請面積、390 m²、申請内容：床土用土採取用地への仮設進入路については、多くの委員の皆様からもご意見をいただきました。それを受けての審議会への諮問でありましたが、広大な面積で 1m 掘削して周囲より低くなるため大雨時の排水対策が問題となりました。掘削後は 50cm の表土を埋め戻し自然浸透を基本として、敷地内に調整柵を設置することで対策をとっていることを説明しましたが、大雨時にはプール状態となり良好な農地として活用が困難との意見が多かったため一旦保留といたしました。さる 7 月 26 日に〇〇委員、事務局、

行政書士、〇〇、〇〇、〇〇で対策を協議しました。事業完了後は〇〇さん所有の山林側の畝を 30cm 程度として、排水対策は自然浸透を基本としますが、敷地内に調整柵を 2 箇所設置し、オーバーフローする分を緩やかに南側の〇〇さん所有の山林に排出するという事で対策をとることにいたしましたのでご報告とさせていただきます。再度 8 月の常設審議委員会に提案いたします。

局 長 総会の進行につきましては、会長をお願いいたします。

会 長 ただ今から平成 30 年度第 14 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

議 長 本日の出席状況を報告します。本日は、3 番〇〇委員、5 番〇〇委員欠席で、他は出席であります。本日の議案件数であります、8 件を提案しております。

議 長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。6 番の〇〇委員、20 番〇〇委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 78 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 78 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：山林用地 2 件、畑 3,943 m²、計も同じです。合計 2 件、畑 3,943 m²、合計 3,943 m²です。

1 項を説明します。申請者：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 1、登記・畑、現況・山林、面積 2,085 m²、申請内容・目的：山林用地、施設内容：杉約 600 本で始末書が添付されています。

2 項を説明します。申請者：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 1、登記・畑、現況・山林、面積 1,858 m²、申請内容・目的：山林用地、施設内容：杉約 500 本で始末書が添付されています。

議 長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

13 番 今回は 29 番〇〇委員と私（13 番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る 7 月

23 日午前 8 時 00 分より兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局より兒玉主幹と橋口局長同行のもと、農地法第 4 条 2 件、農地法第 5 条 3 件、非農地証明 2 件の現地調査を行いました。なお、非農地証明の現地確認には〇〇委員にもご同行いただいています。順次報告しますので皆様のご審議をよろしくお願ひします。

29 番 1 項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落であります。県道福王寺・佐土原線沿いの〇〇から南へ 100m 進み、東へ 800m 進んだ集落外れの農地です。申請の理由であります、申請人の義父が、50 年前に構造改善事業によりミカン栽培に取り組んでいましたが、採算が取れなくなり原野化したためやむなく申請人が杉を植栽したということであり、事後になりましたが、農地法の許可を得てないことは明らかなことから、始末書を添付して違反転用を是正し、今後は農地法を遵守するということであり、現地の状況は、東側は山林、西側は山林、南側は山林、北側は農地であります。雨水対策としては、自然浸透処理であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。転用する土地の関係者への同意は既に得られております。なお、本申請地は、「農地のつながりが 10ha 未満の第 2 種農地」となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

13 番 2項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落であります。県道福王寺・佐土原線沿いの〇〇入り口から東へ2.5km進んだ農地です。申請の理由であります。申請人の父より50年前に贈与を受け畑作に取り組んでいましたが、申請地は傾斜地で耕作に適しておらず、周囲は山林であったことから杉を植栽したということがあります。事後になりましたが、農地法の許可を得てないことは明らかなことから、始末書を添付して違反転用を是正し、今後は農地法を遵守するということになります。現地の状況は、東側は農地、西側は墓地、南側は原野、北側は山林であります。雨水対策としては、自然浸透処理であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。転用する土地の関係者への同意は既に得られております。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 79 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局長 議案の差し替えをお願いします。あらかじめお配りしておりました議案の第 1 項から第 3 項につきまして本日取り下げ願いがございましたので、第 1 項から第 3 項が削除となります。従いまして別紙のように第 4 項が第 1 項に、第 5 項が第 2 項に、第 6 項が第 3 項となりますのでよろしくお願ひいたします。

局長 議案第 79 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：一般住宅用地 1 件、畑 443 m²、計も同じです。その他 2 件、田 1,485 m²、畑 2,563 m²、計 4,048 m²です。合計 3 件、田 1,485 m²、畑 3,006 m²、合計 4,491 m²です。

先ず 1 項を説明します。譲受人：大阪府中央区の〇〇、譲渡人：京都府木津川市の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他 2 筆、登記・現況とも畑、面積 2,563 m²、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 440 枚です。

次に 2 項を説明します。譲受人：岩爪の〇〇、譲渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番 2 他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 443 m²、申請内容・目的：一般住宅用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な施設の内容：居宅 1 棟 111 m²です。

次に 3 項を説明します。譲受人：えびの市榎田の〇〇、譲渡人：国富町三名の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番 1 他 2 筆、登記・田、現況・雑種地、面積 1,485 m²、申請内容・目的：その他、権利の内容：賃貸借の設定、主な施設の内容：農産物集荷場、回転場、駐車場等用地で顛末書が添付されています。

議長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

29 番 1 項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落であります。〇〇から東に約 100m 進んだ農地です。申請の理由であります、申請人の〇〇さんが、京都府在住

で農地の管理ができなくなった〇〇さんから売買により所有権移転を受けて太陽光発電施設を設置することで、安全で安心な電力を創出し、エネルギー自給率の向上による低炭素社会の実現に寄与したいということで申請に至ったということであり、現地の状況は、東側は山林、西側は原野、南側は宅地、北側は宅地であります。雨水対策としては、自然浸透を原則としますが、畝を作って北側の宅地には流出しないように防止するということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、安全対策として周囲に金網フェンスを設置するということでもあります。転用する土地の関係者への同意は既に得られております。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

9 番 譲受人、譲渡人とも県外在住の方で所有権移転です。坪単価はいくらですか。

事務局 2,563 m²で〇〇円となっています。

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

13 番 2項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落であります。県道福王寺・佐土原線沿いの〇〇入り口から東へ3km進んだ高速道路手前の集落内の農地です。申請の理由であります、申請人の〇〇さんが父の〇〇さんから申請地を使用貸借して一般住宅を建設するため申請に至ったということであります。現地の状況は、東側は農地、西側は原野、南側は市道、北側は原野であります。汚水排水対策は合併浄化槽を設置し西側の排水路に放流し、雨水は自然浸透ということであります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、勾配があるため被害を及ぼさないように擁壁を設置するということであります。転用する土地の関係者への同意は得られています。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3項について特別調査員の報告をお願いします。

29 番 3項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落であります。県道高鍋・高岡

線の〇〇の西側の農地です。申請の理由であります、申請人の〇〇さんが〇〇さんから申請地を賃貸借して農産物の集出荷場、駐車場とするため申請に至ったということでもあります。申請地は平成22年3月5日に農地改良届けを提出し、2年ほど耕作しましたが日照不足等で収穫が見込めないため農産物の集出荷場として使用してきたということでもあります。事後になりましたが、農地法の許可を得てないことは明らかなことから、顛末書を添付して違反転用を是正し、今後は農地法を遵守するということでもあります。現地の状況は、東側は県道、西側は山林、南側は山林、北側は山林であります。雨水は自然浸透です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念することはありません。転用する土地の関係者への同意は得られています。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第80号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 80 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：
売買 1 件、田 512 m²、計も同じです。贈与 3 件、田 1,865 m²、畑 1,442 m²、計 3,307
m²です。合計 4 件、田 2,377 m²、畑 1,442 m²、計 3,819 m²です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並び
に耕地面積 10a（東米良地区）及び 50 a 要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労
働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請
書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員
から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、
10a 当たりの単価、特別な事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎
に説明いたします。

局長 1 項について説明いたします。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：東京都江東区
の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、登記・現況とも田、面積 512 m²、権利の内容：
所有権移転・売買です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

6 番 申請地は上三財の団公民館から西へ約 150m 進んだ墓の東側の一段低くなった農地
です。今回の申請は、東京都江東区の〇〇さんが高齢になったこと並びに遠方で農
地が管理できなくなったことから、地元で管理してくれる〇〇さんへの所有権移転
による売買であります。〇〇さんは専業農家で、水稻を 60a、ニラを 70a 作付けさ
れています。農業従事には意欲的で問題ありません。現地は作付けされておられま
せんでしたが、耕耘されていて農地として管理されていることを確認しました。農機
具はトラクター、軽トラ、田植機等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺
への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当
と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇円、反当〇〇円であります。

議長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に2項の説明をお願いします。

局長 2項について説明いたします。譲受人：右松の〇〇、譲渡人：福岡県中間市の〇〇、申請地：大字銀鏡字〇〇番他5筆、登記・現況とも・田、畑、面積1,836㎡、権利の内容：所有権移転・部分贈与です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

29番 申請地は銀鏡中心部から北へ約500m進んだ〇〇を渡った農地です。今回の申請は、福岡県中間市の〇〇さんが高齢になったこと並びに遠方で農地が管理できなくなったことから、地元で管理してくれる〇〇さんへの所有権移転による贈与であります。〇〇さんは兼業農家で、普通水稻を55a作付けされています。農業従事には意欲的で問題ありません。現地はゆず、お茶が肥培管理されており農地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクター、コンバイン、軽トラ、動噴、管理機等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、10a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 次に事務局から説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

12番 部分贈与でありますので、自己所有地が19㎡残ることになりますが、どのような土地でしょうか。

事務局 一部は議案第84号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定で審議をお願いする農地であります。

議長 他にありませんか。
(なしの声あり)

議長 異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に3項の説明をお願いします。

局長 3項について説明いたします。譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：国富町本庄の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況とも畑、面積300㎡、権利の内容：所有権移転・部分贈与です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4番 申請地は都於郡の〇〇から東へ約150m進みさらに北西に100m進んだ集落内の農地です。今回の申請は、国富町本庄の〇〇さんが遠方で農地が管理できなくなったことから、地元で管理してくれる〇〇さんへの所有権移転による贈与であります。〇〇さんは専業農家で、水稻を786a、大根を141a、スイートコーンを50a、養鶏を4万羽経営されています。農業従事には意欲的で問題ありません。現地は作付けはさ

れておりませんが、畑として管理されていることを確認しました。農機具はトラクター、コンバイン、田植機等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4項の説明をお願いします。

局 長 4項について説明いたします。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、登記・現況とも田、面積1,171㎡、権利の内容：所有権移転・一括贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18 番 申請地は上三財の〇〇入り口から西へ約200m進んだ左岸側堤防下の農地です。今回の申請は、〇〇さんが農地が管理できなくなったことから、地元で規模拡大をされている〇〇さんへの所有権移転による贈与であります。〇〇さんは専業農家で、飼料稲を344a、イタリアン35a作付けされています。農業従事には意欲的で問題ありません。現地は水稻が作付けされており農地として活用されていることを確認し

ました。農機具はトラクター、軽トラ、トラック等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第81号空き家に附属した農地指定の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第81号空き家に附属した農地指定の承認について、1項を説明いたします。

申請者：国富町本庄の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番4他1筆、登記・田、畑、現況・畑、面積887㎡です。

議 長 ここで担当委員の説明をお願いします。

4番 1項を報告します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で県道荒武・新富線沿いの〇〇から北へ約100m進んだ〇〇の北側の集落内の空き家についた農地であります。今回の申請は、申請人は国富町本庄に転居して空き家になったため売りに出しましたが、農地が附属しているため今回の申請に至ったということであります。申請の農地は、周囲が宅地、公民館、山林等に囲まれており住居人が耕作するしかない農地として問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の補足説明をお願いします。

事務局 申請地は全て遊休農地であり、平成 30 年 2 月 4 日付けで空き家バンクに登録されていることを確認しています。

議 長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 登記地目と現況地目が違うため新たに取得された方が登記ができないのではないかとと思いますが。大丈夫でしょうか。

事務局 家に附属した農地指定の承認を頂くことで登記はできます。

6 番 登記地目と現況地目が違う場合は登記ができないということを司法書士から聞いたことがあるので質問したところでは。

事務局 登記簿謄本は田（農地）でありますので、許可書で登記はできることとなります。課税地目は現況・田でありましたが、実際は畑でありましたので現況・畑としたところでは。

6 番 私の経験ですが父親から贈与を受けた際に登記地目と現況地目が違うため、登記ができなかったと記憶しているので心配しての質問です。

事務局 登記については再度確認いたします。

議 長 他にありませんか。
(なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定いたします。

議 長 議案第 82 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(所

有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第82号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所有権移転)、件数及び面積：田4,265㎡、畑29,176㎡、合計4件、面積33,441㎡です。次に項目毎に説明します。

1項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：東京都江東区の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1、登記・現況とも田、面積1,250㎡です。

2項 譲受人：山田の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、登記・現況とも田、面積3,015㎡です。

3項 譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番2他1筆、登記・現況とも畑、面積9,619㎡です。

4項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番1他10筆、登記・現況とも畑、面積19,557㎡、農地中間管理特例事業です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、8月を予定しております。

議長 説明がありました1項から4項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第83号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(利用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第83号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(利用権設定)、件数及び面積：田 257,787 m²、畑 13,736 m²、その他(登記・宅地、山林、現況・畑) 1,228.09 m²、合計 54 件、面積 272,751.09 m²、契約期間別内訳：3年～6年未満、件数 2 件、田 801 m²、畑 8,260 m²、10年以上、件数 52 件、田 256,986 m²、畑 5,476 m²、その他 1,228.09 m²となります。

項目毎に説明します。

1項 譲受人：銀鏡の〇〇、譲渡人：銀鏡の〇〇、申請地：大字銀鏡字〇〇番 2 他 11 筆、登記・田、宅地、畑、現況・田、畑、面積 5,981.09 m²、9 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。

2項 譲受人：山田の〇〇、譲渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番 2 他 5 筆、登記・現況とも畑、面積 724 m²、8 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。

3項 譲受人：新富町新田の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 8,260 m²、8 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

4項 譲受人：黒生野の〇〇、譲渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 1,991 m²、8 月から 10 年の使用貸借権の再設定です。

5項 譲受人：清水の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況とも田、面積 801 m²、8 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

6 項から 54 項までは事前に通知しておりますが、農地中間管理事業であり類似しておりますので、代表で 6 項を読み上げ後は省略します。

6 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 102 他 9 筆、登記・現況とも田、面積 16,259 m²、9 月から 10 年の農地中間管理事業による賃貸借の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、8 月を予定しております。

議 長 説明がありました 1 項から 54 項までを一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 84 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 84 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について、番号 1 の説明をいたします。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字荒武字〇〇番イ他 1 筆、地目・台帳・田、現況・山林、面積 430 m²、所有者：国富町大字〇〇番地 2、氏名：〇〇、事由 5 になります。

次に非農地証明明細番号 2、土地の所在：大字銀鏡字〇〇番乙他 1 筆、地目・台帳、

畑、現況・山林、面積 2,002 m²、所有者：福岡県中間市太賀〇〇番 16 号、氏名：〇〇、事由 5 になります。

議長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

32 番 1 項を報告いたします。都於郡地区の長園、〇〇集落で県道高鍋・高岡線の茶屋交差点の西側の農地です。申請地は以前から竹林と雑木になっていて耕作できる状態ではありません。今後も復元して農地として利用することは困難であることから事由 5 と判断しました。皆様のご審議をお願い致します。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 番号 2 について地元委員の説明を求めます。

29 番 2 項を報告いたします。申請地は東米良銀鏡地区で県道西都・南郷線を〇〇から北へ約 500m 進んだ山林内にある西側の農地と小向橋を渡った山中の農地です。申請地は 20 年前から山林になっていて耕作できる状態ではありません。今後も復元して農地として利用することは困難であることから事由 5 と判断しました。皆様のご審議をお願い致します。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

12 番 先ほどの議案第 80 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について第 2 項で質問しましたところ、非農地証明で記載されている 19 m²が残りの所有農地と説明されましたが、大字銀鏡字〇〇番口、登記・畑、現況・山林、面積 1,983 m²の農地の

取り扱いはどうなっていますか。

事務局 ○○さんの農地台帳に記載がされていませんでした。相続以前の名義になっているものと思われます。確認させていただきます。

12 番 提案する場合は、つじつまが合うようにお願いします。

(委員 なし)

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 議案第 85 号農業委員の辞職に伴う同意について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 85 号農業委員の辞職に伴う同意について説明をいたします。

議席番号 3、住所：西都市大字下三財○○番地 3、氏名：○○、届け出日：平成 30 年 7 月 9 日、理由：一身上の都合、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項で委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞職することができる。ということが規定してありますので委員の皆様には審議をお願いするものです。なお、1 名欠員するごとに農業委員を補充する必要はありませんが、所掌事務を適切に処理できなくなった場合は、要件を満たす農業委員を任命することが適当とされていますので、今後の選任方法等については、農政課とも協議してまいります。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

20 番 報酬等の取り扱いについてはどのようになりますか。

事務局 本日付で同意が得られた場合は、平成 30 年 7 月 9 日で処理いたします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで同意することに決定いたします。

局 長 ご同意いただきましたので、本日付で会長から市長に通知いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 10 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

6 番 _____

20 番 _____